

令和3年5月臨時会 県土整備委員会（事前）

令和3年5月19日（水）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

立川委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時49分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の5月臨時会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第2号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1，資料1（別添））
- 時短要請の延長に伴う飲食店の支援について（資料2）

谷本危機管理環境部長

それでは、危機管理環境部から5月臨時会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の危機管理環境部の県土整備委員会説明資料により、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部における5月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、30億7,000万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で134億1,423万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明でございます。

危機管理政策課につきまして、防災総務費の摘要欄①のア、飲食店営業時間短縮協力金支給事業では、飲食店に対する営業時間短縮要請を5月12日から31日までの20日間、再延長したところであり、この再延長に御協力いただく飲食店の皆様に対しまして協力金を支給するため、30億円の補正をお願いしております。

また、①のイ、新規事業、感染拡大予防徳島モデル事業では、飲食店をはじめとする事業者への巡回指導の強化等による新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカーの取組の徹底を図るとともに、人の流れを見える化する人流調査を併せて実施する経費として、7,000万円の補正をお願いしております。

3 ページを御覧ください。

その他の議案等でございます。

専決処分の承認について、飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う協力金等に要する経費に係る補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月12日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。専決処分内容といたしましては、危機管理政策課所管の危機管理調整費といたしまして40億円を増額したところでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

この際、2点御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1，新型コロナウイルス感染症への対応について及び別添，全国、大阪府、兵庫県、徳島県の新規感染者等の状況を御覧ください。

4月28日の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の動きについて、御説明いたします。

4月30日、第49回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本県にまん延防止等重点措置が適用された際に、県民、事業者の皆様にスムーズに御協力いただけるよう対策案について周知を行い、5月2日に第50回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、飲食店に対する営業時間短縮要請期間を近隣府県の緊急事態宣言期に合わせ、5月11日まで延長することを決定しました。

翌日5月3日には、本県で初めて1日に2件のクラスターが発生し、過去最多となる60名の感染者が確認されたことから、翌5月4日、第51回県新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、県民の命と健康を守る防衛的措置として、まん延防止等重点措置の適用の要請を決定し、国に対して正式に要請いたしました。

同じ週の5月7日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、緊急事態宣言が発出中の4都府県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県に愛知県、福岡県を加えるとともに、期間を5月31日まで延長することが決定され、また、まん延防止等重点措置の適用区域も宮城県を除く5県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、沖縄県に北海道、岐阜県、三重県を加え、期間が5月31日まで延長されました。

県においても、同5月7日、第52回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、飲食店に対する営業時間短縮要請期間を緊急事態宣言の終期である5月31日まで再延長するとともに、本県独自の取組といたしまして、県外からの利用者が多く見込まれる徳島市内の大規模集客施設に類する県立11施設を、5月8日から31日までの間、20時以降原則休館とすることを決定しました。

5月14日には、政府新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、新たに北海道、岡山県、広島県に5月16日から31日までとする緊急事態宣言の発出が決定されるとともに、群馬県、石川県、熊本県には5月16日から6月13日までの間、まん延防止等重点措置の適用が決定されたところであります。

なお、本県へのまん延防止等重点措置の適用について、国からは、感染状況が好転しており、感染経路不明割合が低く、県独自の対策で封じ込めができているとの評価がなされ、本県への適用は現在も協議中となっておりますが、引き続き、県内の感染状況や医療のひっ迫度などをしっかりと注視し、国との情報共有を緊密に図り、臨戦態勢を維持して

まいります。

続きまして、資料2、時短要請の延長に伴う飲食店の支援についてを御覧ください。

1、時短要請期間の経緯といたしまして、全国的に感染力の強い変異株の影響により、新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、緊急事態宣言が延長される近隣府県等に先んじて飲食店への営業時間短縮要請を解除することで、県外からの来訪者が増加し、ウイルス、特に変異株の持ち込みが懸念されることから、期間欄にありますとおり、第1期、第2期、第3期と時短要請期間の延長を行っております。

2、時短協力金につきましては、2度の延長に係る第2期、第3期分の協力金額については、1日当たりの売上高に応じ、日額3万円から最大7万5,000円とし、大企業では売上高減少額に比例した協力金額としております。

スケジュールといたしましては、5月9日日曜日に新聞広告、コールセンター設置、また、去る5月13日木曜日より第1期、第2期分の申請受付を開始しているところでございます。

この時短要請に伴う事業費につきましては、第1期、第2期分については、4月に御報告させていただいた危機管理調整費40億円の枠内において執行させていただき、第3期分については、今回、補正予算をお願いしておりますとおり、30億円を見込んでおります。

報告事項は以上であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

立川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして委員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配慮のほど、よろしくお願いいたします。

なお、去る5月13日に開会された議会運営委員会において、提出予定議案については、本日の委員会で十分審議の上、明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

福山委員

今回、補正予算も計上されております飲食店への営業時間短縮要請について質問いたします。

県内の飲食店への営業時間短縮要請については、4月16日から開始され、既に1か月以上が経過しております。

県としては、この間、とくしまアラートの段階を引き上げるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大を封じ込めるため様々な対策を講じ、まん延防止等重点措置の適用を国に求めるなどの取組も併せて行ってこられましたが、こうした対策によりどのような効果を

得られたと評価をしているのか、改めて伺いいたします。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、飲食店への営業時間短縮要請等の取組の効果について御質問いただいたところでございます。

本県におきましては、年度末からの県内の感染者の急増に対応して、4月12日の段階で、16日から本県初の飲食店に対する営業時間短縮要請の開始を決定し、それ以来、状況に即応した様々な対策を講じてきたところでございます。

4月12日にはとくしまアラートのステージを一気に2段階引き上げまして、国はステージⅣまでを想定しておりますので、その中のステージⅡの段階まで引き上げ、4月20日に至りましては更にステージを1段階引き上げ、県民の皆様にご注意喚起しているところでございます。

それから、ゴールデンウィークへの突入を控えまして、それに合わせた対策として、4月27日から高校部活動の全面休止、あるいは前回の委員会でも御説明させていただきましたが、やむを得ず県外から帰省する方に対する事前PCR検査といった対策も講じてまいりました。

5月3日に、本県では過去最高となる60人の新規感染者が発生したことを受けまして、翌5月4日には、国へのまん延防止等重点措置の適用申請にも踏み切ったところでございます。

こうした様々な対策が功を奏しまして、現時点では新規感染者数は減少傾向にあり、昨日の新規感染者数は1桁である5名と、久しぶりに非常に低い数字となっておりますところでございます。

また、心配しておりましたゴールデンウィークに人が動くことによるリバウンドについても、幸い本県においてはさほど見られず、落ち着きを見せておるところでございます。

また、先ほど5月3日に60人のピークと申し上げましたが、感染者の発症時期を見ておきますと、4月16日に営業時間短縮要請を行わせていただき、その数日後から感染者の発症数がどんどん減り始めており、効果が見られているのかなと思っています。

また、飲食店関連の感染者が今はほぼ見られなくなり、飲食店関連のクラスターもこのところ発生していないという状況でありまして、今回の飲食店への営業時間短縮要請の効果が非常に大きく出てきたのではないかと考えておるところでございます。

ただ、本日の徳島新聞の報道にもありましたけれども、病床の使用率についてはまだ50パーセントを超えているといった気掛かりなところもあり、医療現場の負担については軽減していないところではございますけれども、それ以外のところでは数的には非常に好転しているところでございます。

これまでに御協力いただいております、また引き続き御協力いただけます飲食店の皆様方、そして21時以降の飲食店の利用を控えていただいております県民の皆様に心から感謝しているところでございます。

福山委員

変異株による4月以降の本県での急速な感染拡大は、いつまで続くのかと本当に不安で

ありましたが、対策の効果が出てきて、ここ最近は感染者が減少していることは素直によかったと感じているところであります。

ただし、ここで気を緩めて揺り戻しがあっては元も子もないので、継続的な対策をしつかりと講じていただきたいと思います。

次に、時短協力金についてお伺いします。

先ほどの部長からの説明によると、先週の13日から協力金の申請書の受付を開始したということですが、現時点でどの程度の申請書が出てきており、飲食店には申請後どのぐらいの期間で協力金が支払われるのか、お伺いいたします。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、時短協力金の支払について御質問いただきました。

今回の時短協力金の申請書の受付や審査・支払業務につきましては、株式会社JTBと株式会社エアトラベル徳島の共同事業体に委託して実施しているところでございます。

先ほど営業時間短縮については第1期、第2期、第3期と部長から申し上げましたけれども、第1期と第2期に当たる5月11日までの営業時間短縮要請に係る協力金については申請受付を13日から開始しておりまして、昨日18日の時点で既に1,000件を超える申請書を受付済みでございまして、現在、こちらの審査を進めているところでございます。

こういった県のお金の受付から支払については、いろんなもので差はありますが、通常でありましたら2週間程度は掛かるかと思っているところでございますけれども、ただ、今も時短営業に御協力いただいている飲食店の皆様にできるだけ早く協力金をお届けしたいと考えておりますので、委託業者をお願いして、実際の審査に当たる人員を予定より増やしてもらうといった依頼をしまして、書類に不備がなければ、受付後10日程度で個々の飲食店に入金できるよう取り組んでいるところでございます。

今後とも、できるだけ早期に支払できるよう努めてまいりたいと考えております。

福山委員

状況はよく分かりました。

多くの飲食店では経営状況が厳しくなっており、協力金がいつ入ってくるのか心待ちにしているところです。5月31日までの第3期分の協力金も含めて、是非早急な支払を行っていただきますよう、お願いしておきます。

最後に、今回の補正予算に計上されている感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカーの取組の徹底について、お伺いします。

これまでも実践店のステッカーの取組は進めてきたと思いますが、これまでとはどこがどう違うのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

また、各店舗がステッカーのメリットを実感できるように、できるだけガイドライン実践店を利用していただくよう県民に強く働き掛けることも重要と考えますが、その点についてもお伺いいたします。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、ガイドライン実践ステッカー取組の徹底について御質問いただ

きました。

現在、本県が全国に先駆けて取り組んでおります新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカーについては、各種業界団体に主体となっていただきまして、各業界の全国団体等が作っております業種別ガイドラインに沿った感染予防対策を実践しております店舗について、その内容について認定していただき、そこに県が作成したステッカーを配布して掲示していただくというものでありまして、昨年7月のスタート以来、飲食店が一番多いのですけれども、約7,000店を既に認定しているところでございます。

今回、非常に感染力の強い変異株が出現したことなどによりまして、飲食店の皆様にもより高い意識で感染対策に取り組んでいただく必要が出てきたということ。

また、最近では国からも、飲食店について県職員や県の委託を受けた業者などが個別訪問して、感染症対策を直接確認して指導するような認証制度の導入を求められております。

こういった状況を踏まえまして、今回、国の地方創生臨時交付金、予備費から5,000億円措置された部分でございまして、こちらのほうを活用し、民間業者に委託いたしまして、原則として7,000店全ての実践店を巡回し、実地で確認指導を行うとともに、実践店がガイドラインをどういうふうに遵守しているかということについて、県民の皆様から情報提供を受け付ける窓口を設置、また、実践店の皆様や業界団体から感染対策を講じる上でのいろんな相談窓口の設置といったことを実施したいと考えております。

この事業につきましては、予算をお認めいただけましたら、プロポーザルによって委託先を決定し、現在既にステッカーの事業に協力いただいております業界団体、また飲食店関係の関係団体などしっかりと連携しながら、事業を実施したいと考えております。

この事業の実施に当たりましては、先ほど福山委員から御提案いただきましたように、この取組に真面目に取り組んでいただいている方にとっても十分メリットを実感していただけますように、こういった本県のステッカーの取組をPRすることと併せまして、県民の皆様は、利用するのだったら是非こういった実践店を利用してくださいと効果的に呼び掛けるようにいたしまして、感染予防と実践店にとってのメリットの両立を図れますよう工夫を凝らして取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

福山委員

今回の取組を通じて、本県の飲食店等での感染予防対策がしっかりと講じられ、県民の皆様がより安心して店舗を利用できるように適切に取組を進めていただけるよう、よろしくお願いします。

本県における今後の新型コロナウイルスの感染動向について予測することはなかなか難しいかもしれませんが、大阪や兵庫などに発出されている緊急事態宣言の期限でもある5月31日が当面の目標になってくるものと思います。

今後とも、県民や事業者の理解と協力を得て、その時々感染状況に応じた対策を効果的に実施していただき、感染拡大防止に向けた最大限の努力を続けていただけるようお願いして、私の質問を終わります。

黒崎委員

私からは説明資料の2ページ、感染拡大予防徳島モデル事業について、人流調査をやる

ということで7,000万円の予算立てが入っております。

実は、4月に県土整備部にお願いしまして、例えば、高速道路あるいは鳴門海峡をどれぐらいの車が移動しているのかということを行いました。

直近の数字はなかったのですが、2年ほど前の数字を聞かされました。それでも1,000台とかいう数字ではなく、はるかに大きな数字でして、それが毎日徳島へ向かって来ている、あるいは神戸へ向かって行っているということでございます。

なぜそんなことを申し上げるかといいますと、従来株から変異株に変わった時、あれよあれよという間に変わっていった。一体これは何なんだろうということを考えまして、徳島に住んでいると、どうしても徳島の中でどうなっているのかと我々は考えがちなのですが、よく考えてみると関西地方ととても近い関係にあるということで、どれぐらい来ているのかという数字を聞きました。

それと、その内容について、どんな内容でどのように移動しているのかという話を聞きましたら、これも驚きました。要するに、ルートセールスが一番多いということです。これは今の話ではなく数年前の話ですが、ルートセールスがとても多いということでした、毎日こんなに移動があると聞いた時に危機感を覚えたわけでございます。

この度、こういった人の流れについて改めてしっかりと調査するということは大変いいことだろうと思うのですが、確か4月からやられているというふうに聞いておりますけれども、現状はどういうふうになっておりますでしょうか。

坂東危機事象統括監

人流調査についての4月以降の現状についてお答え申し上げます。

やはり徳島の場合は関西に近いということで、観光地に対して近畿からの人の入り込みが予測されるところであります。

例えば、鳴門公園周辺につきまして、携帯電話会社の協力を頂きまして、人流調査を行ってみました。そうしますと、春休みや5月の連休といった時期については、やはり県外からの一定数の入り込みがあります。それ以外の春休みが終わって4月に普通に入った期間であっても、やはり関西と近いということもあって、一定数の入り込みがあります。

具体的な数字で申し上げますと、大体2月初旬、近畿2府1県で緊急事態宣言が解除される3週間前、2月8日から取っておりますけれども、その状況で言いますと、関西からの入り込みについて、鳴門公園では大体55パーセントぐらいが入り込んでおり、全体の滞在者の中で大体4割ぐらいの県外客がおりまして、その4割のうち半数が近畿地方、関西地方からの入り込みという状況です。

この5月の連休についても、それを調べておりまして、5月の連休についても全体の35パーセントぐらいが県外からの入り込みとなっておりまして、その中でもやはり5割近くの46パーセントが京阪神、近畿地方からの入り込みとなっております。

あと、春休みにおいても、やはり5割から5割弱程度の入り込み、これは緊急事態宣言が解除された後の関西からの入り込みでの調査をしておりますけれども、同じような傾向を示しておりまして、鳴門に関しては県外からの入り込みの大体半数近くが関西で占められているという状況でございます。

黒崎委員

私が聞いたのは2年ぐらい前の調査で、車の移動がそうであったということで、更に細かく、人の動きはどうだろうかという調査をされるということなので、なお一層詳しい数字が出てくると思います。

私の地元が鳴門なので鳴門のことを言ってくれたのだと思うのですが、例えば範囲、範囲というのはエリアの範囲もあるのですが、多分車で移動だろうと思うものも入っているし、JRでの移動も入っている。全ての公共交通機関を使っただけの移動がこのような数字に出てくるという考え方でいいわけでしょうか。

坂東危機事象統括監

この人流調査においては滞在時間の設定ができるようになっておりまして、鳴門の場合は上を高速道路が走っていますので、例えば数分で通過してしまうような人流に関してはこの中には含めておりません。

これはかなりいろいろと設定できるのでありますが、現在調べておりますのは30分以上滞在している方ということで、基本的にいわゆる公共交通機関で通過しているような方についてはこの中に含んでいないという形で考えております。

黒崎委員

飽くまで30分以上滞在ということですね。分かりました。

結果について、今後の活用もあると思うのですが、どの様に活用されていかれるおつもりなのか、そのあたりも併せて聞いておきます。

坂東危機事象統括監

今回は連休を控えておりましたので、主に観光地を中心にモニターしてまいりましたが、もちろんこれからも観光地は続けていくのですが、例えば飲食の場について、今も時短営業をお願いしておりますので、その辺はかなり減っているのですが、状況によって飲食店や、ほかにも県外からの入り込みの多いような場所があれば、そうした所も設定して定期的なモニターをやっていきたいと考えております。

また、こうしたものにつきましては、今回の飲食店でもそうなのですが、県外の方だけではなく、県内の方にもかなりの御協力を頂いております。

したがって、県内の方にも御協力を頂いている中、どれぐらい人流が減ったかということについて、グラフなどの分かりやすい形でホームページなどに掲載しまして、Twitterなどでも呼び掛けながら、お知らせしていきたいと考えております。

黒崎委員

もう一つ教えてください。

こういった人の動きですが、その活用についてはある程度の制限か何かが発生してくるのでしょうか。

坂東危機事象統括監

基本的に、個人が特定できるような情報は、この中には当然含まれておりません。

個人情報をご落とした形で携帯電話会社から提供していただける情報ですので、公開していただいている情報、提供していただいている情報については、県として契約させていただいて使う分には特に制限はございません。

個人からの情報については、個人が携帯電話会社と契約される時に、携帯電話会社と御本人との間で同意を取っていただいている情報というふうに伺っておりますので、その点は特に心配はないと考えております。

黒崎委員

ということは、例えば患者が少し増えてきたというときに注意喚起する意味合いで、県からマスコミにこの情報を流したり、御説明したりといった利用の仕方もされるのでしょうか。

坂東危機事象統括監

ただいま黒崎委員から御提案いただいたような形で、我々が広報するだけではなく、メディアの方々にも御協力を頂きながら、県民への呼び掛けにも活用していきたいと考えております。

黒崎委員

7,000万円を掛けますから、有効に結果を活用していただきますようお願いいたしますして、私の質問を終わります。

寺井委員

コロナ禍で大変な中、皆さん方に頑張ってもらっているのは有り難いと思っておるところでございますが、先ほどから議論されておりますけれども、特に飲食業界等々については協力金が支払われておりますし、またそれに関連する代行運転事業者などについても一時金が払われているような状況があるわけでございますけれども、コロナ禍の影響が非常に大きな広い分野であるわけございまして、その中でなかなか隠れて見えない分野もあるかなと思うわけです。

と言いますのは、例えば美容室や散髪屋、クリーニング屋という方も大変なのではないかと思っております。

実は、私の近くでも、60代の方が散髪屋をやっていたのですが、本当に結婚式はない、葬式はあるのだけれども家族葬みたいな状態で、パーティーや飲み会もないというような中で、お客さんが減って廃業せざるを得ないのですというようなお話を聞いたところです。

これらの人は一生懸命やっているのでございますけれども、なかなか生活ができないということで、これもコロナ禍の大きな影響なので、そういう人たち、いわゆる生活必需サービスというような分野の人たちに対する対策はどうなっているのか、お聞きしたいのです。

永戸危機管理政策課長

ただいま寺井委員から、理美容やクリーニングといった生活衛生関係の事業者に対するコロナ禍による影響について、どう受け止めているかという御質問を頂きました。

確かに寺井委員のおっしゃるとおり、理容業や美容業、クリーニング業といった生活衛生関連の事業者につきまして、こういったサービスの提供は県民の生活を維持していくために、どんな状況であっても不可欠である一方で、先ほど御指摘いただきました冠婚葬祭といったイベント関係が非常に大きく減少していることによりまして、かなり大きな影響を受けているということはお聞きしているところでございます。

国においても、こういった業界につきましては、例え緊急事態宣言が発出され多くの業務について休業を要請する場合であっても、事業の継続を求めていくといった生活必需サービスであるという認識が示されております。

県といたしましては、これまで生活衛生関連業者の方々に対しても、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付の制度を利用させていただいて、融資を受けた金額の10パーセントを貸付金ではなく給付金としてお支払いするという全国でも類を見ない支援制度である、生活衛生関係営業者応援給付金という制度の実施を始めまして、生活衛生関連事業者の皆様に対しては、これまで可能な限り支援策を講じてきたところであります。

しかし、予想以上に新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、業界全体として事業経営が深刻化しつつあるということについては、我々としても認識しているところでございます。

寺井委員

対策も含めてお金を貸し付ける制度もあるということなのですから、その人たちに対してきちんとアピールはできているのでしょうか。

永戸危機管理政策課長

この事業については昨年度からスタートした事業でございます。

その中で、生活衛生の各種団体を中心として各事業者の皆様へ情報が直接届くように努力しているところでございまして、情報についてはかなり浸透しているところだと思っております。

ただ、この事業自体が昨年度に始まった事業でありますので、今の厳しい状況の中で十分対応できているかといいますと、なかなか厳しいところもあるのではないかと認識しております。

寺井委員

毎日という話ではないのですけれど、クリーニング屋などは今も100円とかの世界の中で競争している中で厳しくなっているような気もするのです。

是非、しっかりとアピールして、制度を利用させていただくようにしていただければ有り難いと思いますので、頑張ってくださいと思っています。

経費等々が要るわけでございますけれども、必要であれば危機管理調整費なども活用していただいて、しっかりと支援をしていただきたいなと思います。どうぞよろしくお願い致します。

坂東危機事象統括監

ただいま寺井委員から、しっかりと支えていくようにと御要望を頂きました。

先ほど永戸課長からも答弁させていただきましたけれども、かなり長期化する中で、業界全体としてこれまでも増して事業経営が非常に深刻化しているということは我々も認識しております。

したがいまして、業界からの意見につきましてもしっかりと耳を傾けまして、業と雇用の継続という点について、改めてスピード感を持って対応していくことが必要と考えております。

今後、効果的な施策をタイムリーに講じていくことが必要ではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

吉田委員

2点お伺いしたいと思います。

まず、飲食店の時短営業協力金について、前は1期と2期の分で40億円を予算計上されて、今回は3期分で30億円ということなのですが、福山委員からも御質問がありましたが、5月13日から受付を開始して、もう1,000件以上申請が行われているということで、10日程度で協力金を支払えるように努力するということがよくお願いしたいと思います。

それについて、直接時短営業している飲食店以外の業種にも幅を広げていただいたと思うのですが、その業種名と協力金がそれぞれ幾らになるのかということ具体的に教えていただきたい。総額がどれぐらいになるのかということも教えてください。

永戸危機管理政策課長

ただいま吉田委員から、これは商工労働観光部でやっておりますけれども、飲食店に関連する各種事業者に対する一時支援金のことについて御質問を頂きました。

こちらにつきましては、現在、商工労働観光部で申請受付に向けて準備を進めているところでございますけれども、具体的な内容といたしましては、今回、我々が行っております飲食店に対する営業時間の短縮要請の影響を受けて、売上げが以前に比べて50パーセント以上減少している関連業者、私もこさいまでは存じ上げないのですが、例えば飲食店にお酒や食品を卸している卸売業者の方、あとタクシーや運転代行業者といった方々が対象になると聞いております。

金額につきましては、4月、5月の2か月で、それぞれ1月ごとに法人で20万円、個人で10万円というふうに聞いておりまして、法人なら40万円、個人なら20万円という上限になっており、この金額については、売上高が実際にどれだけ減少したかによって変動するものというふうに聞いております。

総額につきましては、先ほど吉田委員から御指摘がありましたように、40億円の危機管理調整費の中で5億6,000万円ほどの使用を予定しているというふうに聞いております。

吉田委員

50パーセント以上売上げが減少しているという50パーセントというのも昨年ではなく一昨年に比べてということで、柔軟な対応をしていただいているということもお聞きしておりますが、業種については、この業種というふうに県がはっきり周知しているわけではないので、伝わりにくかったら十分広報してもらいたいという思いでの質問です。よろしく願いいたします。

もう1点は、今回出ている新規事業の感染拡大予防徳島モデル事業について、まだ完全な終息には至らないであろうウイズコロナということで、これは本当に大事なことだと思っております。

7,000万円が付いていて、人流調査とガイドライン実践店ステッカーの徹底と大きく二つに分かれていますけれども、この金額の内訳は分かりますでしょうか。

永戸危機管理政策課長

ただいま吉田委員から、感染拡大予防徳島モデル事業の金額の内訳という御質問でございます。

先ほど黒崎委員から御質問があった人流調査につきましては、説明が不十分でございましたが、7,000万円のうちの1,000万円を予定しているところでございまして、うち6,000万円をガイドライン実践店ステッカーの徹底の事業に使おうと考えております。

吉田委員

ガイドライン実践店ステッカーの取組の徹底による感染拡大予防に6,000万円ということだったのですが、昨年から始まっているステッカーの配布について、各業界団体が中心になってガイドラインを作り、ステッカーを配り、それぞれのお店に行って点検してという一連の訪問点検作業をしていただいたと思うのですけれども、昨年来、この業界団体に対しての手数料みたいなものはあったのでしょうか。

永戸危機管理政策課長

ただいま吉田委員から、ガイドライン実践店ステッカーの取組を実施していただいている団体について、手数料みたいなものを支払っているかとの御質問を頂きました。

ステッカー事業そのものについては手数料はお支払いしておらず、業界のほうにお願いをしているという状況でございます。

しかし、今年に入ってから実施しましたステッカーを貼っております飲食店に対する応援金の制度については、応援金の支払について各業界団体の方々にお世話になっており、いろんな作業や手続をお願いしたところでございますので、それについては手数料をお支払いしたところとなっております。

吉田委員

ステッカーを貼ったお店に応援金が50万円出るというのがあったと思うのですけれども、多分その事業が発表になった後にステッカーを貼られる所がどんどん増えてきたと思っているのですけれども、商工労働観光部の担当にお聞きしたお話では、はっきり手数料を払っているというわけではないのですけれども、1軒当たり1,000円程度の支払がな

されたように聞いております。

それを聞いて、今回のこの6,000万円で7,000店を回ることを委託するということをお聞きした時に、先ほども業界団体の方とも連携するという御答弁がありましたので、正に連携していただいて、予算がたくさん出ているので今回の事業によって業界団体は助かる部分もあると思います。

担当課の方にお聞きしましたら、営業時間短縮要請の出ている最中であれば業界のほうでもある程度の時間があるけれども、通常営業に戻った場合は協力できかねるかもしれないというようなこともお聞きしているのです。

その場合に、その予算が十分付いているということをきちんと周知していただいて、業界団体の方にもよければ受けていただきたいということを申し上げたいのですけれども、いかがでしょうか。

永戸危機管理政策課長

ただいま吉田委員から、今回のステッカーの取組の徹底の事業について、業界団体に委託するといったことを検討していただきたいという御質問を頂きました。

そういった業界団体の方々につきましては、確かにいろんなノウハウをお持ちですし、知識もありますので、そういった方々の協力を頂かないことにはこういった事業は展開できないと考えております。

ただ、やはりどこの業界団体もそれほど規模が大きい所ではありませんし、また飲食店関係の様々な団体につきましても、先ほど吉田委員からお話がありましたように、すぐに動ける手足を持っているわけではないという点もございまして、お金を積んで人を雇ったらできるだろうということもあるのでしょうかけれども、それについても各団体でそれぞれの事情を抱えております。

この辺については、今後、各団体あるいは業界団体の意見も聞きながら、どういうやり方が一番適当かどうかといったことも考え、しかもできるだけ徳島県内にきちんとお金が落ちるような形で事業を進めていきたいと考えております。

吉田委員

情報窓口の設置もありますし、単純に割り算では割り切れないと思うのですが、6,000万円で7,000軒ということは1軒当たり8,000円ぐらいの経費が出るということもありますので、県内のお金の循環につながるように業界の方とも十分相談をしていただいて御配慮いただけたらと思います。よろしくお願いします。

山田委員

私からも数点聞きたいと思います。

まず議案に絡むことで、今回、営業時間短縮要請の財源が出ているわけです。

営業時間短縮要請の財源の内訳で1期、2期分、恐らく4月先決分で33億幾らになるかと思うのですが、地方創生臨時交付金と一般財源の内訳について御報告いただけますか。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、第1期、第2期の協力金に係る財源ということでお伺いしております。

こちらについては、先ほど御説明いたしましたように、4月に補正していただきました40億円の内数になっておりまして、しかも飲食関連事業者の一時金の5億6,000万円以外の部分ということで、先ほど山田委員がおっしゃったように約33億円から34億円というぐらゐの事業規模になってまいります。

こちらにつきましては、基本的に国の地方創生臨時交付金が活用できる分になっておりまして、少しややこしいのですが、実は第1期の5月5日までの部分と第2期の5月6日から5月11日の部分については、国のスキームが若干変わっています。

第1期につきましては、3万円、4万円、5万円という3段階のシンプルなルールであり、国の地方創生臨時交付金の中の協力要請推進枠という特に営業時間短縮要請に用途が限られた分がございまして、こちらでは80パーセントが充てられるという形になってございます。

第2期につきましては、国が少しスキームを変えてまいりまして、最低限の支払額が2.5万円、それまで我々が設定しておりました3万円を5,000円下回るところからスタートし、一定水準の金額を超える部分から売上高に応じて比例して増え、スロープ状の上昇曲線を描き、最大で7万5,000円まで支払われるというルールに変更されており、国の変更したルールについて、先ほど申し上げました協力要請推進枠が80パーセント充たるというスキームになっております。

ただ、第2期につきましては第1期よりも単価が下がることがあってはならないということで、その単価が下がる部分については、県独自の取組としてかさ上げするという形にさせていただいております。

したがいまして、5月5日まで3万円、あるいは4万円もらえていた人は、その額までは必ず補償するというスキームにしており、この4万円を超えるところから国の制度に乗っていくというスキームにしております。

また、県独自の上乗せ部分に更に国の地方創生臨時交付金の別の部分を充てており、今年度に入りまして国が予備費から5,000億円を活用してできました、事業者支援枠という分を県独自の部分に使えることになっておりますので、そちらを充当するという形になってございます。

ざっくり申し上げますと、1期、2期で大体34億円ほどの事業費が掛かるとしますと、そのうち協力要請推進枠という協力金だけに使える分で大体26億円ほど充当できます。事業者支援枠については約2億円ほどが充たりまして、一般財源については大体6億円ぐらゐというスキームになってございます。

山田委員

財源内訳で、国から来ている地方創生臨時交付金は協力要請推進枠と事業者支援枠ということで話がありました。

その点も含めて、非常に説明が難しいところはあるのだけれども、協力要請推進枠と事業者支援枠の違いについて、併せて3期分の30億円の内訳はどうなるかということについ

て、端的に御報告ください。

永戸危機管理政策課長

山田委員から質問がありました財源内訳について御説明させていただきます。

まず、先ほど申し上げました協力要請推進枠と事業者支援枠の違いでございますけれども、協力要請推進枠については、現在、国で約3兆6,000億円の予算が講じられておりまして、これについては正にこういった協力金にのみ使える枠でございます。

先ほど事業者支援枠と申し上げましたが、事業者支援分と申します。失礼いたしました。

一方、事業者支援分は、先ほど申し上げましたように総額が5,000億円となっております。協力金以外にも、事業者を支援するための様々な事業等に県の裁量で使えるものでございまして、こちらは県単独事業に幅広く充てられるという形になっております。

これらが今回の第3期分につきまして、どういうふうになってくるかと申し上げますと、第3期分の事業スキームにつきましては、先ほど説明した第2期分と同じで、最初に単価3万円から始まりまして、3万円、4万円と上がり、4万円からスロープを描いて7.5万円で止まるというスキームになってございます。

財源内訳ですけれども、事業費30億円の中で、先ほど申し上げました協力要請推進枠が20億円、事業者支援分は5億円、一般財源が5億円というスキームになってございます。

山田委員

1期、2期分でトータル33億円とか34億円というオーダーになっているということで、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠や一般財源等々はほぼそれに比例しているのですけれども、地方創生臨時交付金の事業者支援分が2億円から5億円、2倍以上3倍近く跳ね上がっているということです。

これはまん延防止等重点措置の適用なども念頭に置いたので、全体としては1期、2期分と3期分とでは、先ほども言ったように地方創生臨時交付金の協力要請推進枠や一般財源は比例しているのですけれども、事業者支援分が増えているということについては、そういうことを念頭に置いている数字なので、こういう結果になっているのですか。

永戸危機管理政策課長

先ほど山田委員から、今のこの事業スキームについては、まん延防止等重点措置の適用を念頭に置いているのかという御質問でございます。

今の段階におきましては、国に対する要請は当然しているところでございますけれども、今回の予算の計上におきましては、基本的にそういったことは考えておりません。

なぜ、事業者支援分のほうが大きくなっているかと申しますと、先ほど申し上げましたように第1期が20日間、第2期が6日間でございます。第1期の20日間につきましては基本的に事業者支援分については使っておらず、協力要請推進枠で8割を見ていただけるという国の定めたものと同スキームでやっていますので、そちらについては事業者支援分が付かないという部分です。

ただ、また細かいことになるのですけれども、事務費が2パーセント認められていまし

て、その認められた事務費2パーセントについては事業者支援分が充たるという非常に分かりにくいスキームになっておりますので、事業者支援分も若干付いておりますけれども、そこが事業者支援分の額が大きく変わった理由でございます。

山田委員

今のことももっとじっくり聞いていきたいのですけれども、どうも少し歯切れが悪いなという思いがあります。

更に聞いていきますが、コールセンターの選定について、先ほど株式会社JTBと株式会社エアトラベル徳島の共同事業体にとということで報告がありましたが、その選定の経過と予算等々について御報告いただけますか。

永戸危機管理政策課長

ただいま、協力金の支払に関する事業委託について御質問を頂きました。

この事業委託につきましては事業者のプロポーザル方式で御提案を頂きまして、締め切りははっきり覚えておらず4月中だったと思いますが、2者から提案がありまして、5月6日に選定委員会を開き、うち1者の提案を選定し、先ほど申し上げました株式会社JTBと株式会社エアトラベル徳島の共同事業体に決定したところです。

プロポーザルを頂いた段階では最初の40億円を事業費のベースにしておりまして、事務費を40億円の2パーセントと算定し、それに相当する額ということでプロポーザルは受けました。

その後、事業実施に伴いまして段々と所要額が見えてまいりましたので、必要額に応じて精査し、先ほど申し上げましたようにかなり下回る額で契約したのですけれども、今、手元に契約金額の資料がございませんので、そこについては割愛させていただきます。申し訳ありません。

山田委員

今、手元に契約金額がないということですからけれども、これはほかの皆さんもないのですか。これは報告できないのですか。せっかくの委員会なので報告してほしい。

それと、先ほど来話に出ていたし、前の委員会でも50万円の応援金の遅れについて議論にもなりました。今回、先ほどの福山委員等の質問で10日以内という話も出ているわけで、そういうことはないのだと思うのですけれども、今後のスケジュールも含めて、どういうふうに展開されるのかということについても聞いておきたいと思います。

永戸危機管理政策課長

協力金の支払に関する今後のスケジュールという御質問でございます。

先ほど申し上げましたように、現在、5月13日から申請受付を開始しまして、昨日までに1,000件以上の申請を受けているところでございます。

これも先ほど申し上げましたように、書類がそろっていれば受付から10日程度で支払えるようにということで鋭意進めておりますので、本日が19日でございますので、来週には実際に事業者の皆さんにお金が届き始めるということになってくると思います。

当然、これから3期もあり、3期が5月31日までであるということで、そちらについても期限が終わる6月1日以降、可及的速やかに受付を開始できるように現在調整を進めているところでございまして、事業についてどのように取り扱うか、現在委託している事業者と変更契約を結ばせていただくかどうかということについて検討中でございます。

山田委員

ということは、ほかの方も契約内容が分からないのですね。それは少なくともこの委員会できちんとした報告を頂きたかったと思いますので、後からでも結構ですからお願いします。

それと、先ほど寺井委員からもいわゆる休業や廃業のお話が出たのですけれども、飲食店関係で、例えば東京商工リサーチの支店長が、このままの状況が続くと1年以内に3割の事業主が休業、廃業を考えているという数字も出ているというふうなことも述べておられました。県はこれらの数字は把握しているのか。休業、廃業の見通しと更なる支援、バックアップが本当に必要になってくると思うのです。

営業時間短縮の協力金はずっと議論してきたところなのですが、こういう現状があって、まずはその実態をしっかりとつかむのと同時に、バックアップを更に強めることが必要になっていると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、時短営業に伴う企業等への影響について御質問を頂きました。

先ほど山田委員からも東京商工リサーチの名前が出てきましたけれども、東京商工リサーチあるいは帝国データバンクの統計を見てますと、今のところ本県においては今年度の新型コロナウイルス関係の倒産はゼロでございます。参考までに申し上げますと、昨年度はパチンコ店や半田そうめんの店などで3件ございました。

それぞれのデータベースがどれだけコロナ禍の影響を正確に反映しているかどうか分かりませんが、まずデータとしてはそういうものがございます。

それと、本県の食品衛生法に基づく飲食業の登録において、店が廃業した場合は廃業届が出てまいります。今年度に入ってから5月18日までのデータで廃業届の数を見ますと、店舗を構えて営業している飲食店、喫茶店からの廃業届が50件ほど出てきておるという状況でございます。

ただ、昨年同時期では3倍多い150件程度の廃業届が出ておりまして、昨年も当然コロナ禍のまっただ中でございましたので、その因果関係がどういうふうになっているのか分からないところはあります。

現状としてはそういったところで、我々としてもできるだけ状況を把握したいということに努めているところでございます。

まだコロナ禍が長引いていきますので、今後こういった飲食店の時短営業うんぬんの後の話でありましても、県内の経済については必要に応じてできるだけ対策は講じていかなければならないので、全庁的に取り組んでいかなければならないと考えております。

山田委員

今、永戸課長からお話が出たのですが、これは坂東危機事象統括監にも聞いておきたいと思うのですけれども、数字的には今言われた数字になっているのでしょうか。しかし、経済の専門家の皆さんは非常に危機感を持って先ほどの数字を出している。

飲食店はもちろんですが、先ほど寺井委員も言われたように影響が出る所に、県として、もちろん危機管理環境部だけではなく他部局とも連携して、総合的につかんでいくということが重要になっているし、何よりも更なるバックアップが必要だと思うのですが、その点について危機事象統括監としての今後の見通しをお聞かせください。

そして、今回は5月31日までになっているけれども、これで一応は終わるという見通しなのですね。今後、感染拡大等々があったらこれが変わるというふうな状況かということについても、併せて御答弁いただきたいと思います。

坂東危機事象統括監

まず今後の景気動向についての見通しというお話、それから時短営業の見通しという2点の御質問を頂いています。

今後の景気動向につきましては、感染状況が大きく影響をしてくると考えておりまして、これについては危機管理環境部だけではなく、当然商工担当部局とも情報共有を密にしながら今後の動向を見極めていく必要があると考えております。

時短営業に関しては、今は連休が終わってからまだ2週間もたっておりません。

先ほど人流の話もありましたけれども、周辺の大阪や関西圏、それから中国地方についても我々のブロックにかなり近い所ですので、その感染状況がこれからどういうふうに推移していくのかということ。また、現在は徳島県内で数名、昨日は5人ということになりましたけれども、こちらについても医療のひっ迫状況等々を踏まえると、まだ楽観できる状況ではないと考えておりまして、今の時点で楽観的な見通しは持っておらず、常に最悪の事態に備えるということが我々危機管理部門の責務であると考えております。

ですので、時短営業についても、まずは今お願いしている事業者の皆様方、それに関連する皆様方、影響の範囲というのも先ほど寺井委員に御答弁させていただきましたけれども、そこについては業界の方々から情報を頂きながら当面は考えていくということになるかと思いますが、時短営業が今後どういうふうになっていくかということについて、今の時点でどうだという答弁は難しいと考えておりますので、この点を御理解いただければと思います。

山田委員

それを踏まえて、また質問していきたいと思います。

最後の質問で、今日、感染拡大予防徳島モデル事業の7,000万円でステッカー関係が6,000万円、人流調査が1,000万円というふうに出たのですけれども、このステッカーの外部委託について、今後のスケジュールを御答弁ください。

それと、人流調査の1,000万円ですけれども、今まではKDDIで無料となっていたものを今回1,000万円で別の携帯会社に変えてということがあるようなのですけれども、今後、具体的な制度設計をどういうふうに進めていくのか。人流調査というのは具体的にどういう所でどういうふうにするのか、先ほど少し答弁もあったのですけれども、改めて御

答弁ください。

それと、前の委員会で帰省前PCR検査受検支援の費用が1,000万円と出ていたが、この結果と評価についてもお答えいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

永戸危機管理政策課長

まず、ステッカー事業についての今後のスケジュールでございます。

今回の予算をお認めいただきましたら、できるだけ早く準備に掛かりますが、今の営業時間短縮要請が5月31日までありますので、それがどうなるかも見極めながら準備を進め、6月中には委託先等を決定できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

それから、帰省前PCR検査受検支援事業の結果でございますけれども、危機管理調整費を使わせていただき実施した結果、全体で799件の申込みがあり、それに対して667件の検査を実施しました。

その差は何かといいますと、申し込んだけれども唾液を入れた検体を送ってこなかったといったように途中で検査が止まってしまったというものがございまして、667人に検査を実施して全てが陰性でした。

数としてはそんなに大きな数ではないのですが、こういった事業があることによって、何も検査をせずに帰ってこようとする人にとっては若干の心理的抵抗になったと思いますし、県内の親御さんたちにとっては、こういう事業があるから受けるのだったら受けて帰ってきて、受けないのだったら帰ってくるなといったような抑止効果もあったものと考えておりまして、事業としてはやって良かったと思っております。

坂東危機事象統括監

人流調査の今後の進め方について、御答弁いたします。

現在、KDDIの御協力を頂きながらという形で進めておりますけれども、人流のデータを持っている企業というのは限られておりまして、その中で徳島県にとって一番最適な形、例えば首都圏などであれば、スマートフォンのアプリを入れていて、そのアプリで人流を見るという形のサービスが提供されている所もありますが、それは首都圏という元々スマートフォンの使用人口が非常に多いような所で密度が高いわけですから、かなり正確なものが出るかと思うのですが、地方においてやるということであれば、携帯電話会社のほうが有力かと思えます。

キャリアはいろいろありますので、今、それぞれの強み、弱みというものを評価しているところでございます。それを総合的に判断して、最終的には1者契約という形になるかと考えております。

山田委員

場所はどういう所を調べるのですか。

坂東危機事象統括監

場所につきましては、先ほど黒崎委員にも御答弁させていただきましたけれども、これは短期の話ではなく通年の話になりますので、例えばお盆や夏休み、冬休み等々あります

ので、人の移動が多い時期は観光地にウエートを置いた形になるでしょうし、そうではない普通に生活が流れていくような時期であれば飲食など、それ以外の県内で人が集まりやすい場所を中心に人流の評価をしていくということになろうかと考えております。

立川委員長

私から一つ、質問というかお願いがあります。

先ほど来、各委員が協力金の支給について早急にということで、私も同じように思っております。

このコロナ禍が1年以上続いておりまして、ダメージの蓄積、ボディーブローのように効いてきているということで、大変困っている経営者が私の周りにも非常に多くいらっしゃいます。

ほかの都道府県では2か月以上も協力金の支給が遅れているという報道等も聞かれているところではありますけれども、徳島県ではそういうことがないように、困っている経営者の方に1日でも早く協力金が届くようにしていただきたいと思います。

また、思いもよらないトラブルというか諸問題も発生してくると思いますので、そのあたりは柔軟な対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

谷本危機管理環境部長

立川委員長から、できるだけ速やかな支給をというお話を頂きました。

先ほど永戸課長からも答弁させていただきましたが、通常なら2週間という話なのですが、現状の厳しい状況で人数を増やすなどして、10日程度ということで作業は進めているのですが、それでも事業者の方にとっては10日は長いというふうなことも御意見としては頂いております。

そのあたりはできるだけ工夫しまして、1日も早く支給できるような対策を講じてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

立川委員長

小休します。（12時11分）

立川委員長

再開します。（12時11分）

扶川議員から発言の申出がありましたので、この発言を許可したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

少しだけ教えてほしいのですが、説明の中で、資料にグラフも付いていますけれど、徳島県の感染者数というのも正に全国、大阪、兵庫と相似関係にあるのです。

だから、黒崎委員もおっしゃったように、周辺からの影響をもろに受けているわけですが、それにしても国の施策自体が中途半端にブレーキとアクセルを踏んだり、外したりしている。それがずるずるこういう新しい波を作っているという批判がある中で、徳島もそれと同じようなことをやっている、独自性がもう一つ足りないという感想を私は持っているのです。

飲食店の営業時間短縮要請にしても、20時を19時、酒の提供時間を減らしたらどうなのだと。本当は休業要請するほうが効果的なのは分かっているのに、徹底した対策をきちんとやらなかったから、こういう波がどんどん起こってきてしまっている。

深刻なのは58人も死者が出てしまっている。これはもう取り返しが付かないです。経済的な手当ではどうにもならないです。それについては人の命ですから、もっと深刻に受け止めるべきだと思うのです。これが食い止められていないということについて、これまでの対策がどうだったのかということを実際に考えるべきだと思うのです。

一言しか聞けないので、そのあたりをどう受け止めているかということだけお尋ねしておきます。

坂東危機事象統括監

感染対策としての部分でありますけれども、今回、全国の感染状況をグラフで見ると推移が出ておりますけれども、特に近隣の大阪、兵庫と非常に似た感染カーブを描いていると我々は分析しております。

これまで保健福祉部とも情報共有する中で、変異株の影響が非常に大きく、大阪、兵庫で変異株が先行してかなり出ておりましたけれども、それに少し遅れて徳島でも変異株というものがかなり入り込んできたと考えておまして、3月の下旬からは、ほぼ変異株という形の結果が出ており、この波を近畿地方、関西地方と一緒に徳島も被ったものだと考えております。

次に、営業時間短縮の話です。

まず、営業時間短縮に関しましては4月16日から対策として講じておまして、初期においては飲食店街でのクラスターが発生しておりましたけれども、そうしたものについても今は封じ込めができています。県外からの入り込みについても、営業時間短縮を行なった結果として、対策ができて感染者の減につながっており、一定の効果があったものと考えております。

休業ということについては、私権の制限を伴うものでありまして、緊急事態宣言が出るような状況になった場合に法律上の根拠に基づいてできるということになっておりますが、現在の本県の感染状況では休業を要請することは難しいというふうになっておりますので、この点は御理解いただきたいと思いますと考えております。

また、亡くなった方が非常に多いということについては、我々も深刻かつ真摯に受け止めております。もちろん亡くなられた方お一人お一人については御冥福をお祈りさせていただくのですが、我々の県の特性として、感染者の年齢構成が他県に比べて高齢者の方の比率が非常に高いということがありますので、この点を踏まえながら、ただそれだ

けが理由ではない可能性はありますので、その点については今後につなげていけるように対策を講じていきたいと考えております。

扶川議員

高齢者が多いというのは本当にそうなのです。死亡が多い原因はそこに大きな理由があるというのはそのとおりだと思うのです。

だからこそ、死亡者、特に高齢者が一体どこで感染して亡くなったかということ把握して、それに応じた対策をとることが死者防止のために必要なのです。

ところが、前々から何度も言っていますが、高齢者を含めて、58人の死者が一体どこで感染した方なのか明らかにしないではないですか。是非明らかにしていただきたい。

それを言えない理由を何度お尋ねしても説明してくれませんが、最近、大阪では高齢者施設での感染者を別に発表しました。徳島も是非そういう形で発表していただきたいと思います。

これは文教厚生委員会でお尋ねすべきことだと思いますので、また文教厚生委員会でお尋ね、意見、要望として申し上げたいと思いますので、ここでは意見だけ申し上げておきます。

立川委員長

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時18分）